

全体会…… 9/25 14:00~17:00

企業の社会的責任 (CSR) を問い直す ~人権の視点から~

新自由主義的経済政策の下、非正規雇用の増大・派遣切りの横行など、企業が人権侵害の当事者となる場面が増加しています。そのような中、CSR (Corporate Social Responsibility) という概念の下、「企業の社会的責任」に関する議論がにわかな盛り上がりを見せています。今日では、CSRが法のように扱われ、企業倫理の世界で労働者の権利を含む人権について議論されています。我々法律家がこの問題について沈黙を守ることが好ましいとはいえません。

全体会では、企業の社会的責任と人権をテーマに、企業が負うべき社会的責任とは何か、そして、企業の社会的責任を問うために法律家や市民がいかなる役割を果たしうるかについて議論をしたいと考えています。

① 基調報告 —— 企業の社会的責任と人権について議論する意義について

② パネルディスカッション —— パネリストとして、学者、労働組合関係者、NGO関係者、事件当事者及びその代理人などを予定しています。



分科会…… 9/26 10:00~13:00

1 裁判必勝法分科会 「裁判必勝法partⅡ分科会」

3年前のあの感動がよみがえる!! 伝説の人気企画「裁判必勝法」がグレードアップして「Part2」として、再登場。

全ての事件に役立つ、先人、スペシャリスト、裁判官に聞く裁判必勝法とは何だろうか、果たして必勝法があるのだろうか。その道何十年の職人と言われる弁護士、裁判官からその秘密を探り出す。若手・中堅弁護士・弁護団事件関係者必見の分科会である。今年も職人パネリストがあなたをうならせる。

2 平和分科会 「米軍基地はなくせるか?」

普天間基地の県外・国外移設を公約に誕生した鳩山政権は、基地撤去の世論と、米国の圧力との間で揺れ動いている。イラク侵略は、在日米軍「抑止力」論の“嘘”を浮き彫りにした。そして相次ぐ米軍機事故や米兵犯罪。基地と平和な生活は、決して両立しない。

なぜ今も基地があるのか? どうすればなくせるのか? そのために法律家の果たしうる役割は? 基地撤去を実現した海外の闘い、沖縄そして全国での基地の重圧との闘いから、米軍基地のない日本を展望する。新安保50年の今、米軍基地の現実を根本から問い直す。

3 刑事司法分科会 「検証 2010年・刑事裁判の行方」

刑事司法分科会は、裁判員制度導入前、裁判員裁判を批判的にシミュレートした裁判劇を上演し、その成果は、「2010年の刑事裁判」(「青年法律家」号外)として出版されました。

この2010年に開かれる今回の分科会では、実施1年余を経た裁判員裁判の実態を検証します。「事実認定」は適正か? 「疑わしきは被告人の利益に」の原則はどのように扱われているか? 量刑は妥当か? ぜひ、ご参加下さい。

4 外国人研修生問題分科会 「現代の奴隷制度『外国人研修・技能実習制度』」 —— 外国人労働者をどのように受入れるべきか ——

外国人研修・技能実習制度は、本来、日本で途上国等の若者に技術を教えるという国際貢献を目的とする制度です。しかしながら、この制度は中小零細企業等に低賃金労働者を供給するための制度に容れられ、約20万人もの研修生・実習生が安価な労働力として受け入れられています。そればかりか暴力、旅券の取り上げや強制貯金などの前近代的人権侵害が横行しています。本分科会では、この制度の真相に迫るとともに、外国人労働者をどのように受け入れるべきなのかを考えます。

5 アスベスト分科会 「大阪・泉南アスベスト国賠訴訟」 —— アスベスト被害について国の責任を問う 初めての判決と被害者救済に向けた動き ——

石綿紡織業100年の歴史を持つ大阪泉南地域。戦前から深刻な健康被害が広がり、今なお多くの被害者が苦しんでいます。大阪泉南アスベスト国賠訴訟は、2006年5月、日本のアスベスト被害の原点であるこの泉南地域から全国に先駆けて提起されました。

「国は、知ってた! できた! でも、やらなかった!」のスローガンのもと、約3年半の審理を終え、いよいよ今年5月19日に判決が言い渡されます。

この判決を被害者の全面的な救済と万全な対策にどのようにつなげていくのか、全面救済に向けての活発な動きを報告します。

6 憲法25条分科会 「憲法25条の使い方」—— 人権問題、憲法問題として考える ——

近年、貧困が社会問題化しており、派遣切り、ホームレス支援、生活保護申請同行など、多くの青法協会員がこれらの課題に取り組みはじめています。

生活保護をはじめとする社会保障に関する訴訟への注目も高まっていますが、これまでの訴訟活動において、私達法律家が、憲法25条を規範としてどれだけ使いこなせていたかについては改めて反省してみる余地があるのではないのでしょうか。

本企画では、古くて新しい課題である憲法25条に焦点を当てて、実務家と学者の共同をはかりながら、新たな観点から憲法25条の「使い方」を模索し、これからの人権活動に活かしていくことを目指します。

7 生物多様性分科会 「社会の持続的発展と生物多様性」

地球サミット(1992年)以来、日本では地球温暖化(気候変動枠組条約)が先行し、しかもその内容はCO₂削減のみが重要視されている。しかし、地球サミットでは、人類社会の持続的発展を宣言し、そのために生物多様性保全、地球温暖化という環境問題への対処が議論され、その後上記条約と生物多様性条約が締結されたはずである。気候変動枠組条約もその目的は、生物多様性の保全であることも意外と知られていない。

このような日本において、日本はいかにこの方向と外れているのかを明らかにする中で、社会の持続的発展のためにどのように生物多様性を保護していくのか、を議論したい。

8 企業分社化分科会 「公害加害企業の分社化と企業の責任」

昨年7月8日、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法が成立した。特措法では、被害者救済の中身は決まっていなかった一方、公害加害企業の分社化が明記されている。分社化とは、子会社を新設し、子会社に親会社の事業を譲渡することで、水俣病患者者に対する補償債務から法的に逃れることを認めるものである。平成16年、最高裁で加害責任を断罪された国が立法で加害企業の免責を認めることは、法的・社会的に許されないものである。今一度企業の責任を見直したい。

9 情報公開分科会 「情報を市民の手に」—— 「知る権利」をめぐる闘い ——

2001年に情報公開法が制定され、各地で市民オンブズマンが活発に活動しています。これらの市民オンブズマンの活動は、公金の違法・不正な支出を隠そうとする自治体などの、「知る権利」をめぐる闘いでもあります。

本分科会では、今まさに沖縄密約情報公開訴訟を闘っている西山太吉氏をお招きして、市民の「知る権利」をいかにして勝ち取っていくべきかについて、改めて考えてみたいと思います。

10 性教育裁判分科会 「知的障がいのある子どもの学ぶ権利を守ろうよ」 —— 七生養護学校「こころとからだの学習」裁判 ——

都立七生養護学校には、知的障がいがあり、虐待や性被害を体験した子がたくさんいます。「こころとからだの学習」はそんな子どもたちに「生まれてきてよかった」ことを伝える学習でした。

2003年夏、東京都教育委員会は、その学習を突然「不適切」と攻撃し、教材没収と教員処分を破壊しました。

「こころとからだの学習」がどのように生まれ、なぜ攻撃されたのか。実際の授業ビデオと卒業生の発言から、一緒に考えてみましょう。